

## 権利取得の主な要件.pdf

|             | 農地法  | 農業経営基盤強化促進法   |
|-------------|--|---|
| 権利の受け手の主な要件 | <p>権利を取得しようとする者又はその世帯構成員等が、①から⑦に該当すること。</p> <p>①農地又は採草牧草地の全てについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うこと。<br/>〈全部効率利用要件〉</p> <p>②法人の場合は、農地所有適格法人であること。<br/>〈農地所有適格法人要件〉</p> <p>③個人の場合は、農作業に常時従事すること。<br/>〈農作業常時従事要件〉</p> <p>④経営地の面積の合計が2ha（又は農業委員会が別に定める面積）以上となること。<br/>〈下限面積要件〉</p> <p>※仁木町農業委員会の下限面積<br/>10a（=0.1ha=1,000㎡）</p> <p>⑤周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないこと。<br/>〈地域との調和要件〉</p> | <p>利用権の設定を受ける者（買い手・借り手）が、①②に該当すること。</p> <p>①農用地等の全てについて効率的に耕作又は養畜の事業を行うこと。</p> <p>②農作業に常時従事すること。<br/>（農地所有適格法人を除く。）</p> |
| その他の        | <p>○信託の引き受けによる権利取得は原則禁止<br/>〈信託引受禁止〉</p> <p>○転貸は原則禁止<br/>〈転貸・質入れの禁止〉</p>   | <p>○農用地利用集積計画の内容については、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進基本構想）※ に適合すること。</p> <p>※農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（仁木町）</p>                         |

注) 農地の権利移動（売買・贈与・賃貸借）は、農業委員会の許可・決定を必要とします。  
詳しいことは、農業委員会事務局にお問い合わせください。